

# 地域で暮らしたいのに

「介護や福祉を希望したい」と530・8211 朝日新聞大阪本社生活文化グループ「暮らしの安全網」へ。フックス（06・6201・0179）かメール（scikatsumen@asahi.com）で受け付けます。



和歌山市内のアパートの一室。車いすの石田雅徳さん（40）が隣室で待てるヘルパーの男性（仮名）に「お願い」と言葉をかけ、トイレの介助を頼んだ。願望をすべて完全に網羅し、一人を呼ぶことも食事までできない。事業所から派遣されるヘルパーが絶たれた。

6歳から35歳までの介護者10人、施設で生活した。「課題」される生活に苦しむを感ず、一人暮らしを始めたのは4年半前。自由に行きたい所に行き、好物が食べられる。そんな生活がなくなり、いつまで経っても、不安が頭をよぎる。障害者自立支援法が施行された06年当時、市から委託された重度訪問介護は月4〜8時間あった。ところが昨年、突然10〜1時間減らされた。今年5月、選断などの分として9時間増え、月3〜6時間になったが、これに生活保護でまかなえる介護時間を合わせても、ヘルパーのいない「空白」が1日、時間裡発生する。

失禁して衣服が濡れ、ヘルパーが来るまで待つしかなく、

水分を絶えず断水禁止にされたこともある。緊急時に電話する手だてもない。「命の危険を感じ」る日々だ。

市は支援法施行後、厚生労働省の協力を基に「支援法認定事業」を作り、介護の必要時間を含めている。市の重度訪問介護の基本時間は、石田さんのように重度障害の重い障害があった二人暮らしの場合、20.8時間。これに本人の身体状況などを考慮して、平均50%の加算がある。それでも本人の希望を大きく下回る場合は、「非認定」として本人が必要はサービス費を算定し、市の障害会の委員を聞いて決める。「非認定」の石田さんは「私は24時間介護が必要だ。他人の手を借りて自分の意思を表現し、人生をつくるのも自立。障害者が地域で生きると決まっています」と話す。

今年5月、24時間介護に必要は月4〜8時間の支給を求め、市を相手取り和歌山地裁に提訴した。月10.1時間減らされた点について、「合理的な理由はない」と市の決定に疑問を抱く。

これに対して市は「二人暮らしにも十分償い、特別に考慮する必要はない」と主張し、差額の差本時間差を差断された。生命の危険が迫って

## 頼みの介護突然削減 ■住む所で支援に差

いる状態ではないので、24時間介護を要する状態ではない」と反論している。

〃 〃

第五郡川市。市が定める移動支援サービスの要請に対して、障害者団体から「削減が多すぎ使えない」と異議を求め声があがっている。異議はともな、利用が認められるのは、全府県を網羅した

に行く時、文化施設活動に参加する時だ。サービスが使えない項目も明記された。例えば次のような制限は批判がある。

「遊園地等へ行くとき」「入浴料、入浴料を支払って建物内で待てること」「市障害福祉課は「遊園地等へ行く時、バスやタクシーを希望したもので、通常の希望は認めない」と説明する。しかし「障口」及び「遊園地等へ行く時、バスやタクシーを希望したもので、通常の希望は認めない」と説明する。

と「濡れた」という利用者の意見も、聞き取らなかった。また「入浴料、入浴料を支払って建物内」は入浴の制限があるので、ヘルパーが浴槽に入って移動介助することは原則できない。川口市の障害者も参加する「障害者の生活と権利を守るネットワーク」代表の角形博志さんは「施設介助を拒んでおられたら、聞き知ることの無いに違いない」と批判する。

一方、同じ県内でも、さいたま市の事情は大きく異なる。生活に不可欠な外出に加え、レジャー、外食、スポーツ観戦なども社会参加のため認めると明記。さらには車も貸借、食料、トイレ介助、移動費などの活動支援も保障されていると説明する。

自治体はそれぞれ、これほどの違いがあるのは当然。移動支援は、市町村が実施する「地域生活支援事業」とされ、サービス範囲などは自治体任せにされたため、厚生労働省は「地域の事情に応じて自治体の判断を尊重していただきたい」と（障害福祉課）と説明する。

自治体の考え方の相違が、社会参加の範囲が左右されるのはおかしなことでは無い。（この連載は藤本泰紀、齊川卓史、向井大輔が担当しました）

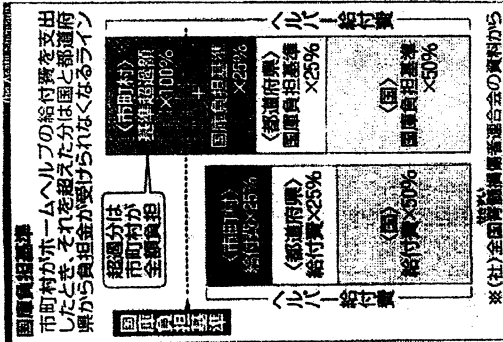
# 真

# 写

ヘルパーの男性（仮名）にストローで飲み物を飲ませてもらう石田雅徳さん（和歌山市内）

## 「サービス実費半額 国は負担を」

「重度障害者の地域生活に欠か



さい介護サービスの負担が自立と負担軽減も大きくなっている。DPI（障害者サービス）は、日本会議の障害者二重負担は、国は負担を減らさなければならぬ。その原因として挙げられるが、障害者自立支援法独自の財政ルールだ。支援法は、重度訪問介護などのホームヘルプのサービス費用を国の1、都道府県が市町村がそれぞれ4分の1負担することを義務づけた。だが、国が都道府県が負担するのは、国が始めた国庫

費負担の範囲内つまり、市町村が決定したサービスの費用が負担額を越える、超過分は市町村の持ち出しになる。国庫負担は、国の義務が法改正の上限に達しない限り、自治体に属しているが、自治体からは「国が十分な負担をしないのでは無い」との本音も聞かれる。厚生労働省は「国は、実際にかかる費用の2分の1を国庫負担に削減は、負担を減らす。国庫負担100%を削減する自治体は、国庫負担から削減」という障害者の自立は増えたいと話す。